

経済－ 1

さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室のご案内

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置しています。

※取扱期間（市町村への申請期間）を平成 29 年 12 月 31 日まで延長しました。

■制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 2 号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」	
	「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 また、認定基準は次のとおりです。 【認定基準】 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止（平成 28 年 1 月 1 日）以降、1 か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去 3 年間における各年のいずれかの同月比 10% 以上であり、かつ、その後の 2 か月を含む 3 か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去 3 年間における各年のいずれかの同期比 10% 以上であること。 (1) さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が 20% 以上である方 (2) さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が 20% 以上である方 (3) 根室市に事業所を有する方（さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません）	
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	
融資金額	1 億円以内	
融資期間	10 年以内（うち据置 2 年以内）	
融資利率	《固定金利》 5 年以内 年 1. 1% 10 年以内 年 1. 3%	《変動金利》 年 1. 1% (融資期間が 3 年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	
市町村への認定申請期間	平成 29 年 12 月 31 日まで	

■「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日 8 時 45 分から 17 時 30 分まで（電話相談可）

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL：011-204-5346
釧路総合振興局商工労働観光課 TEL：0154-43-9182
根室振興局商工労働観光課 TEL：0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

経済－２

小規模企業者等設備貸与制度のご案内

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者等の方が創業又は経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売、またはリースする制度です。

詳しくは、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（電話番号：０１１－２３２－２４０４）にお尋ねください。

○ 制度の概要

区 分	割 賦 販 売	リ ー ス
対象者	常時使用する従業員数が５０人以下の小規模企業者等	
対象設備	創業者の事業のために必要な設備又は小規模企業者等の経営の革新に必要な設備として一定の要件を満たすもの	
設備価格	１００万円～１億円	
割賦・リース期間	１０年以内	３～１０年
割賦損料率・ 月額リース料率	割賦損料率 年 １．８％～２．０％	リース期間：月額リース料率 ３年：２．９５５％ ） １０年：０．９９８％

【お問い合わせ先】

経済部地域経済局中小企業課近代化資金グループ

電話番号：０１１－２０４－５３４５

あなたに合った電気を選べます

様々な小売電気事業者が参入しており、皆さんのライフスタイルに合った事業者をいつでも自由に選ぶことができます。

- 国が登録した小売電気事業者の一覧がホームページに掲載されております。
なお、供給を行う地域は、事業者ごとに異なりますので各事業者にお問い合わせください。(ホームページのURLは下記のとおり)
- どの事業者から電気を買っても、電気そのものの品質や信頼性(停電の可能性など)は同じです。さらに、契約した小売電気事業者が電気を調達できなかった場合でも、送配電網を管理する会社はその分を補給するので、ただちに電気の供給が止まることはありません。

正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう。
自由化に便乗した勧誘にも気をつけましょう。

- 契約後に、違約金条項が含まれていたことが判明したなど、思っていた契約内容と違っていたということがないよう、契約内容をよく理解しましょう。
- 小売電気事業者は、契約内容について契約締結前に説明することが義務づけられていますので、しっかりとその内容について確認し、納得した上で契約を締結することが大切です。
- 電力の小売全面自由化で新たな機器を購入する必要はありません。便乗して太陽光発電システムや電気温水器等の販売営業が行われていますので、必要性を十分に検討して判断しましょう。

相談窓口

<小売契約の締結に当たってのトラブルについて>

- 経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口 TEL:03-3501-5725 (直通)
(受付時間 平日 9:30-12:00、13:00-18:30)E-mail: dentorii@meti.go.jp
- 消費者ホットライン(TEL:局番なしの「188」)

※市町村や北海道が設置している身近な消費生活相談窓口を御案内します。

<電力の小売全面自由化の制度や登録している小売電気事業者などについて>

- 経済産業省 専用ナビダイヤル TEL:0570-028-555
(受付時間 平日 9:00-18:00)
- ホームページ [エネ庁 電力小売自由化 検索](#)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/electricity_liberalization/

【お問い合わせ先】

経済部産業振興局環境・エネルギー室エネルギーグループ

電話番号: 011-204-5361

経済－４ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内

北海道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成２８年１２月２０日に開設しました。

是非、お気軽にご相談ください。

１ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」の業務内容

- ◆ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」（札幌）には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口（無料）を常時設置しています。

- ◆ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内６か所で開催しています。

詳細は、センターホームページをご覧ください。

- ◆ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。

２ 主な相談事例

- ◆ 従業員の長時間労働の改善について
- ◆ 多様な勤務形態の導入のノウハウについて
- ◆ 育児との両立の実現について
- ◆ 有給休暇取得の促進策について
- ◆ 高齢者の活用・有効な雇用管理について
- ◆ 在宅勤務・テレワークについて
- ◆ 就業規則の内容の見直しについて など

３ ご利用方法

相談希望の方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。

また、メールやFAXによる相談も承っています。

【お問い合わせ先】

ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北１条西７丁目プレスト１・７ ３F 北海道中小企業団体中央会内

TEL ０１２０－４９５－５９５（専用電話）

メール hatarakikatasien@doginsoken.jp

FAX ０１１－２０６－１４９８

URL <http://www.lilac.co.jp/hataraki/index.html>

利用時間 午前９時～午後５時（土日祝日を除く）

４ その他

- ◆ 最低賃金に関する相談は、北海道最低賃金総合相談支援センターへ

<http://www.h-chuokai.or.jp/sosien/index.html>

- ◆ 非正規労働者の待遇改善、「同一労働同一賃金」に関する相談は、非正規雇用労働者待遇改善支援センターへ

http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/_120438.html

経済－５ 妊娠・出産等したことで同僚から嫌がらせを受けていませんか？

- 女性労働者が妊娠・出産したことや、男女労働者が育児や介護のための制度を申出・利用したことを理由として、上司・同僚からのハラスメント（嫌がらせ）があってはなりません。
- 事業主はハラスメントを防止するための措置を講ずることが義務となっていますので、もし、ハラスメントを受けた場合は、会社の相談窓口を利用するなど、会社としての対応を求めることが大切です。
- 社内に相談相手がいないときや社外で相談したいときは、一人で悩まずに、北海道労働局に相談してください。

(相談窓口)

厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課 T e l 0 1 1 - 7 0 9 - 2 7 1 5

ダウンロード

- ・リーフレット「職場でつらい思いしていませんか？」(1546KB)(PDF 文書)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000135906.pdf>
- ・リーフレット「例えば…「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は違法です」
(406KB)(PDF 文書)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/270330-4.pdf>

【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話番号：0 1 1 - 2 0 4 - 5 3 5 4

U R L : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/roudouanzenneiseitop.htm>

経済－6 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」はじまりました！

平成29年9月・10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

<無期転換ルールとは>

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。
- 平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象となるため、平成30年4月から無期労働契約への申込権が本格的に発生します。

<事業主の皆様へ>

- 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- 中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。
- 無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇い止めすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。
- また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇い止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

<有期労働契約で働く皆様へ>

- 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

(相談窓口)

厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課

T e l 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1 (代表)

<「無期転換ルール」に関する各種情報>

- ・「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」URL
<http://muki.mhlw.go.jp/>

【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話番号：011-204-5354

URL： <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hiseikitop.htm>

経済－7 北海道の最低賃金

北海道（地域別）最低賃金が10月1日から次のとおり改定されます。

1 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生年月日
北海道最低賃金	時間額 810円 (発生日の前日までは786円)	平成29年10月1日

2 対象者等

- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には北海道特定（産業別）最低賃金が適用されます。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

3 ホームページ

厚生労働省北海道労働局 <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/banner/1109.html>

北海道最低賃金総合相談支援センター <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien/index.html>

北海道労働政策局雇用労政課

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/grp/05/jizenH28saiteitingintiiki.pdf>

【お問い合わせ先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室 電話 011-709-2311（内線3533）

または、最寄りの労働基準監督署（支署）

北海道経済部労働政策局働き方改革推進室労働環境グループ

電話 011-204-5354

経済－８ 「みらいっぽ（北海道わかもの就職応援センター）」のご案内

「ジョブカフェ北海道」と「札幌わかものハローワーク」が一体的に若年者（４４歳以下）の就職支援を行う施設「北海道わかもの就職応援センター（愛称：みらいっぽ（未来一步）」を是非、ご利用ください。

道が設置する「ジョブカフェ北海道」では、正規雇用を希望する若者を対象に、札幌のほか、道内５都市（函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市）に拠点を設置し、就職相談や各種就職支援セミナー等、総合的な就職支援サービスを全て無料で提供しています。

また、「札幌わかものハローワーク」では、求職中の若者を対象に、職業相談、職業紹介、学卒向け及び一般向け求人情報の提供や各種就職支援セミナーなどを行っております。

「ジョブカフェ北海道」の各拠点においても、各ハローワークプラザ等との一体的な就職支援を行っております。

1 所在地及び利用時間

ジョブカフェ北海道	札幌市中央区北４条西５丁目 三井生命札幌共同ビル７階 利用時間／月～金 ９：００～１９：００ 土曜日 １０：００～１７：００ 電話 ０１１－２０９－４５１０
札幌わかものハローワーク ※札幌新卒応援ハローワークも併設しています	札幌市中央区北４条西５丁目 三井生命札幌共同ビル７階 利用時間／月・水・金曜日 ９：００～１９：００ 火・木曜日 ９：００～１７：１５ 土曜日（第２、４） １０：００～１７：００ 電話 ０１１－２３３－０２０２

2 対象者

４４歳以下のフリーター、若年無業者、新規卒業予定者等

3 ジョブカフェ北海道の各拠点

ジョブカフェ・ ジョブサロン函館	函館市梁川町１０番２５号 テーオーデパート ６階 利用時間／月～金 １０：００～１８：００ 電話 ０１３８－３１－６０６０
ジョブカフェ・ ジョブサロン旭川	旭川市２条通７丁目 マルカツデパート５階 旭川まちなかしごとプラザ内 利用時間／月～金 １０：００～１８：００ 電話 ０１６６－２６－８８０８
ジョブカフェ・ ジョブサロン釧路	釧路市錦町２－４ 釧路フィッシャーマンズワーフMOO ２階 利用時間／月～金 ９：００～１７：００ 電話 ０１５４－２４－２１２２
ジョブカフェ・ ジョブサロン帯広	帯広市西２条南１２丁目 JR帯広駅エスタ東館２階 利用時間／月～金 ９：００～１７：００ 電話 ０１５５－２６－２１３０
ジョブカフェ・ ジョブサロン北見	北見市北２条西３丁目 ナップスビル１階 ジョブサポートきたみ内 利用時間／月～金 ９：００～１７：００ 電話 ０１５７－２５－１５４４

※上記拠点では、全ての年齢の方を対象に、ハローワークプラザ等による一体的な就職支援を行っております。

4 主な就職支援サービス

北海道わかもの就職応援センター	・就職支援セミナー ほか 〔自己分析、応募書類の書き方、面接マナー、産業情報など〕 詳細は各施設のホームページ、お電話等にてご確認ください。
ジョブカフェ北海道	・就職相談 ※カウンセラーによる、カウンセリングを受けることができます。 ・企業面接会
札幌わかものハローワーク ※札幌新卒応援ハローワークも併設しています	・職業相談、職業紹介 ・学卒向け、一般向けの求人情報の提供 ・学卒用求人受理 ほか

※なお、5階ハローワークプラザ札幌(全年齢の方)、マザーズハローワーク(女性の方等) 6階ジョブサロン北海道(中高年の方)などの施設もご利用ください。

5 ホームページ

ジョブカフェ北海道 <http://www.jobcafe-h.jp/>
札幌わかものハローワーク http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/_119395.html

【お問い合わせ先】

ジョブカフェ北海道	電話011-209-4510
北海道経済部労働政策局雇用労政課	電話011-204-5099
札幌わかものハローワーク	電話011-233-0202

経済－9 「マザーズ・キャリアカフェ」のご案内

子育てをしながら働きたい女性などをワンストップで支援する「マザーズ・キャリアカフェ」が札幌市のほか新たに5市に開設されました。

一人ひとりのニーズに応じ、女性のライフプランや子育てを踏まえた働き方など、専門的な職業カウンセリングを実施するほか、自分に合った仕事を見つけるための様々なサービスをすべて無料で受けることができます。是非、ご利用ください。

1 所在地及び利用時間

- ジョブカフェ北海道内（札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル7階）
利用時間 月～土 10：00～16：00（12：00～13：00を除く）
- ジョブカフェ函館内（函館市梁川町10-25 テーオーデパート6階）
月～金 10：00～16：00（12：00～13：00を除く）
- ジョブカフェ旭川内（旭川市2条通7丁目 マルカツデパート5階）
月～金 10：00～16：00（12：00～13：00を除く）
- ジョブカフェ釧路内（釧路市錦町2-4 釧路フィッシャーマンズワーフMOO2階）
月～金 10：00～16：00（12：00～13：00を除く）
- ジョブカフェ帯広内（帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅エスタ東館2階）
月～金 10：00～16：00（12：00～13：00を除く）
- ジョブカフェ北見内（北見市北2条西3丁目ナップスビル1階）
月～金 10：00～16：00（12：00～13：00を除く）

2 マザーズ・キャリアカフェの特徴

【ワンストップ支援】

求人・育児情報の提供、適職判断、カウンセリング、セミナー、企業説明会、ハローワークと連携した職業紹介など自分に合った仕事を見つけるためのさまざまなサービスをマザーズ・キャリアカフェ1カ所で受けることができます。

【豊富な企業情報】

企業説明会や企業担当者による業界セミナー等を通じて、女性の働きやすい企業の情報を入手することができます。

【情報のプラットフォーム】

女性の働きやすい企業情報のほか、関係機関とも協力して、各種育児情報をはじめ女性全般の働く悩みに関する支援情報を集約し、一人ひとりのニーズに対応した情報を提供します。

3 ホームページ

マザーズ・キャリアカフェ <http://www.jobcafe-h.jp/lgl/mothers%20index.html>
ジョブカフェ北海道 <http://www.jobcafe-h.jp/>

【お問い合わせ先】

ジョブカフェ北海道	☎ 011-209-4510
ジョブカフェ・ジョブサロン函館	☎ 0138-31-6060
ジョブカフェ・ジョブサロン旭川	☎ 0166-26-8808
ジョブカフェ・ジョブサロン釧路	☎ 0154-24-2122
ジョブカフェ・ジョブサロン帯広	☎ 0155-26-2130
ジョブカフェ・ジョブサロン北見	☎ 0157-25-1544

北海道経済部労働政策局雇用労政課 ☎ 011-204-5099

経済-10 「ジョブサロン北海道」のご案内

道では、再就職を希望する中高年の方々の求職活動をサポートするため、「ジョブサロン北海道」を開設しています。また、道内5都市（函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市）には地方拠点を設置しております。

ご利用は無料です。どうぞ、お気軽にご利用ください。

1 所在地

札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル6階

電話 011-206-4510

※5階にハローワークプラザ札幌、7階にジョブカフェ北海道があります。

2 利用時間

平日（月～金） 9:00～18:00

3 対象者

概ね35歳以上の求職者

4 主な就職支援サービス

- ・キャリアカウンセラーによる個別職業相談（カウンセリング）
- ・※各地方拠点へのカウンセラー配置により、随時、対面カウンセリングを受けることができます。
- ・適職診断
- ・求人情報の検索・閲覧
- ・国・道・産業団体等の支援メニューの情報提供 ほか

5 ジョブカフェ・ジョブサロン地方拠点

ジョブカフェ・ ジョブサロン函館	函館市梁川町10番25号 テーオーデパート 6階 利用時間/月～金 10:00～18:00 電話0138-31-6060
ジョブカフェ・ ジョブサロン旭川	旭川市2条通7丁目 マルカツデパート5階 旭川まちなかしごとプラザ内 利用時間/月～金 10:00～18:00 電話0166-26-8808
ジョブカフェ・ ジョブサロン釧路	釧路市錦町2-4 釧路フィッシャーマンズワーフMOO2階 利用時間/月～金 9:00～17:00 電話0154-24-2122
ジョブカフェ・ ジョブサロン帯広	帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅エスタ東館2階 利用時間/月～金 9:00～17:00 電話0155-26-2130
ジョブカフェ・ ジョブサロン北見	北見市北2条西3丁目 ナップスビル1階 ジョブサポートきたみ内 利用時間/月～金 9:00～17:00 電話0157-25-1544

6 ホームページ

<http://www.jobsalon-h.jp/>

【お問い合わせ先】

ジョブサロン北海道

電話011-206-4510

北海道経済部労働政策局雇用労政課

電話011-204-5099

道では、道内企業における若年無業者を含む若年者の雇用拡大や、職場環境の改善等の企業の取組を幅広く応援しています。

「北海道就業サポートセンター事業」では、人材確保や定着に取り組む道内企業を支援するため、14総合振興局・振興局に「北海道就業サポートセンター」を設置し、企業からの相談に対応し、雇用に関する情報提供のほか、専門的知見を要する相談については専門家へ橋渡しを行います。

なお、専門家は必要に応じて各地に出張相談も実施します。
お気軽にご利用ください。

1 所在地及び利用時間

【所在地】 14総合振興局・振興局の商工労働観光課内（下記一覧のとおり）
【利用時間】 開庁日の9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

2 支援対象

人材確保や職場定着のため、職場環境の改善等に取り組む道内企業

3 主な業務内容

【北海道就業サポートセンターの設置】

各振興局は、企業から北海道就業サポートセンターに寄せられた若年者の人材確保・職場定着等に関する相談を受け付ける相談窓口を設置し、若年者雇用に係る支援制度や地域の企業説明会の開催状況などを提供します。

【若年者の人材確保・職場定着に向けた専門家による支援】

サポートセンターに寄せられた専門的知見を要する相談については、専門家が、企業訪問等により専門アドバイスを提供します。

【若年無業者の理解・受入促進に向けた専門家による支援】

サポートセンターに寄せられた専門的知見を要する相談については、専門家が、専門アドバイスを提供するとともに、企業訪問等により企業における若年無業者に対する理解・受入を促します。

各総合振興局・振興局は、労働関係機関の概要や各種支援制度の概要など一般的・基礎的な相談に対応し、専門的な知見を要するものについては、専門家に橋渡しを行います。

専門家は、電話やメールでの相談対応を行い、必要に応じて現地へ出張して直接企業へ改善策のアドバイスをを行います。

4 お問い合わせ先

北海道就業サポートセンター一覧

設置場所	郵便番号	住所	電話
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5179
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9589
日高振興局商工労働観光課	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6641
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5619

北海道就業サポートセンター事務局 電話 0120-203-666（通話料無料）
北海道経済部労働政策局雇用労政課 電話 011-204-5099

経済－12 戦略産業雇用創造プロジェクト助成制度のご案内

1. 戦略産業雇用創造プロジェクト

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「戦略産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、平成30年度末まで国の補助を受けて事業を推進しています。

道では、北海道の強みを活かし、食クラスター活動等を進める『食関連』分野と、自動車産業や食関連産業を主体とした『ものづくり』分野、今後成長が期待される『健康長寿』分野のプロジェクト事業を実施する北海道産業雇用創造協議会を民間と協働で運営し、良質で安定的な雇用の受け皿づくりを進めています。

2. メリットが大きい助成制度のお知らせ 【平成31年3月末日までの期間限定】

北海道産業雇用創造協議会の賛助会員に登録された企業が、各要件を満たせば、次の助成を受けることができます。是非、賛助会員にご加入ください。

(1) 国の地域雇用開発奨励金の上乗せ50万円／1人〔奨励金の上乗せ特例支給〕

新たに設備投資し、従業員を雇い入れ、支給要件を満たせば、北海道労働局から地域雇用開発奨励金を受給できますが、賛助会員企業等（創業を含む）は、これに加えて1年目に限り一人あたり50万円上乗せ助成されます。

なお、申請が可能な計画期間は最大18ヶ月です。予算の範囲内で上乗せ助成されます。（全道で最大150名）

(2) 国から最大1%の利子補給（助成）を最長5年間〔融資利子の負担軽減〕

賛助会員企業が、1人以上の雇用増加を伴う事業を展開するに当たって、指定金融機関から設備投資等の融資を受ける場合、所定の要件を満たせば、厚生労働省から最大1%の利子補給（助成）による負担軽減を最長5年間受けることができます。

※ 平成29年度の新規受付は終了しました。

※ 対象業種や雇い入れる労働者など、助成制度をご活用できる条件がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

☆戦略産業雇用創造プロジェクト・北海道ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

3. お問い合わせ先

北海道産業雇用創造協議会「産業雇用創造プロジェクトチーム」事務局

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎9階

北海道経済部労働政策局雇用労政課内

担当：成田、竹中

電話：011-231-4111〔内線26-766〕 F A X：011-232-1038

E-mail：keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp

経済－13 雇用のルールをよく理解し、守りましょう

労働時間や賃金などの労働条件は、労働者と使用者の十分な協議を基本として、労使双方が労働基準法をはじめとする労働関係法令をよく理解するとともに、これを遵守する職場環境づくりが重要です。

道では、労働関係法令や社会保険制度をわかりやすく紹介した「働く若者ルールブック」や「労働ガイドブック」を作成し、ホームページで公開しています。

また、アルバイトで働く学生の方向けに、基本的な雇用のルールをまとめたリーフレット「働くルールを知って楽しく働こう!!」も同じくホームページで公開していますので、ご覧ください。

労働者、使用者それぞれがワークルールを守り、働きやすい職場環境をつくりましょう。

○働く若者ルールブック

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/rulebook.htm>

○労働ガイドブック

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/H28RoudouGB.htm>

○アルバイト向けリーフレット「働くルールを知って楽しく働こう!!」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/grp/05/2705arubaitoreaf.pdf>

○労働基準法に関するQ & A（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/faq_kijyunhou.html

【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話番号：011-204-5354

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/index.htm>

経済－14 65歳超雇用推進助成金について

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援の実施が盛り込まれたことを受け、65歳超雇用推進助成金を創設し、65歳以上への定年引上げ等を行う企業に対して重点的に支援を行うことで、65歳以降も希望者全員が安心して働ける雇用基盤を整備するとともに「生涯現役社会」の構築を図ります。

・平成28年10月19日以降に労働協約又は就業規則に以下の制度を規定し、制度を実施した場合に助成（1事業主につき1回限り）

	導入する制度	助成額
①	65歳への定年引上げ	100万円
②	66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止	120万円
③	希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
④	希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

【お問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構北海道支部

電話011-622-3351

（ホームページ <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/hokkaido/>）

経済－15 「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」の設置について

中小企業者に対する各種経営面での支援と雇用面での支援を一体的に実施するため、国と共同で「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」を設置しています。

- (1) 所在地 北海道経済センタービル9階（札幌市中央区北1条西2丁目2）
- (2) 営業時間 月曜日～金曜日 9：00～17：30（土・日・祝日を除く）
- (3) 事業内容 産業施策と雇用施策をワンストップで提供
 - ・雇用関係の各種助成金の相談・申請の受付、求人票の受理
 - ・産業支援機関と連携した中小企業者に対する経営相談などの各種経営面での支援

詳しくはこちらのホームページをご覧ください。

http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/_93897.html

【問い合わせ先】

- ・北海道ビジネスサポート・ハローワーク 電話011-200-1622
- ・北海道 経済部労働政策局 雇用労政課 労働企画グループ 電話011-204-5353

経済－16 「北海道あったかファミリー応援企業」を募集しています

育児や介護などの家庭と仕事の両立ができる制度など、男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を「北海道あったかファミリー応援企業」として登録しています。登録企業には、北海道建設工事等競争入札参加資格審査での加点や低利の貸付制度など様々な優遇措置があります。

登録要件：①次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局へ届出して、同計画を実践していること。

②育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定があること。

③一般事業主行動計画に定めた目標など、両立支援の取組を道のホームページ等で公表することに同意すること。

優遇措置：・北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの使用

・北海道の中小企業制度融資の利用

・北海道の物品購入等の発注業者選定時の優遇

・金融機関と連携した提携ローンの利用

・北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点

【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話番号：011-204-5354

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/ryouritutup.htm>

経済－17 「北海道なでしこ応援企業」を募集しています

職業生活における女性の能力発揮や職域拡大などの活躍を支援するため、積極的に取り組みを推進している優れた企業を「北海道なでしこ応援企業」として認定しています。

認定企業は、認定を受けた旨をハローワークの求人票に表示することができ、また、北海道建設工事等競争入札参加資格審査での加点などの優遇措置があります。

登録要件：①「北海道あったかファミリー応援企業」へ登録していること。

②女性活躍推進法にに基づく、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局へ届出して、同計画を実践していること。

③北の輝く女性応援会議（事務局：環境生活部）が募集する「女性の活躍応援自主宣言」を行い、宣言文を事務局へ提出していること。

④一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、女性の活躍推進に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

優遇措置：・道のホームページや広報資料によるPR

・「北海道なでしこ応援企業」の認定書を付与

・ハローワークの求人票に女性の活躍推進を実践している企業として表示

・北海道なでしこ応援企業シンボルマークの使用

・北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点

【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話番号：011-204-5354

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/nadeshiko.htm>

経済－19 労働災害の防止について

労働者の皆様の安全と健康を確保することは、社会生活を営むうえで最も重要な課題です。事業者の皆様は、労働安全衛生の関係法令を遵守することはもとより、積極的に労働者の安全と健康の確保に努めなければなりません。

本道では、平成28年に労働災害によって77名の方が亡くなっています。

今一度、作業における安全を確認するなど、労働災害防止に向けた一層の努力が求められています。

『労働災害は、あってはならないもの』

『仕事では 死なない 死なせない』

家族が、働く人同士が、「安全でね」と声を掛け合い安全意識を確認し、労働災害・交通事故の大幅な減少を目指して、一丸となって取り組みましょう。

- 死亡労働災害撲滅のため関係団体と緊急共同宣言を実施（北海道労働局）
<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0127/6595/2017426134728.pdf>
- 台風第10号等の影響に伴う記録的豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（北海道労働局）
<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0127/1473/2016913111720.pdf>

【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話番号：011-204-5354

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/roudouanzenneiseitop.htm>

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいた公共的・公益的な団体で、市町村を中心に地域ごとに設置されています。

企業や家庭、公共団体などからの仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供する団体であり、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりをすすめ、活力ある地域社会づくりに貢献しています。

入会のご案内

シルバー人材センターでは、元気で働き、社会参加に生きがいを求める概ね60歳以上の方の入会をお待ちしております。

あなたの豊かな経験・知識・技能を活かすため、シルバー人材センターに会員登録をしませんか！

お問い合わせ、お申し込みはあなたの街のシルバー人材センターへどうぞ。

企業・一般家庭・公共団体等の皆さまへ

シルバー人材センターでは、発注者の皆さまに、会員の豊かな知識・経験・技能を提供しています。

詳しくは、あなたの街のシルバー人材センターへお問い合わせください。

また、インターネットでもお申し込みいただけます。

【お問い合わせ先】

北海道シルバー人材センター連合会 電話011-223-2711

(ホームページ <http://www.doushiren.jp>)

北海道経済部労働政策局雇用労政課 電話011-204-5099

経済-21

障害者就業・生活支援センターのご案内

道では北海道労働局と連携し、障がいがある方の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用相談などに応じる「障害者就業・生活支援センター」を、道内11カ所に設置しています。障がい者及びご家族の方が、「自分に合った仕事をみつきたい」「福祉サービスを利用したい」などで悩んでいる時や、企業の方が、「障がいのある方を雇用したい」「雇用上の配慮とサポートは？」などで困っている場合は、ぜひご相談ください。

○各障害者就業・生活支援センター
(利用時間は、各センターによって異なりますので、最寄りのセンターへ問い合わせ願います。)

センター名 (運営法人)	所在地・連絡先・担当区域
札幌障がい者就業・生活支援センター たすく (福)愛和福祉会)	〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目1番地18 丸増ビル301号室 TEL 011-728-2000 FAX 011-802-6152 担当区域：札幌市内
小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター ひろば (福)後志報恩会)	〒047-0024 小樽市花園2丁目6番7号 プラムビル3階 TEL 0134-31-3636 FAX 0134-24-2455 担当区域：後志総合振興局管内
道南しょうがい者就業・生活支援センター すてっぷ (福)侑愛会)	〒041-0802 函館市石川町41番地3 TEL 0138-34-7177 FAX 0138-34-5545 担当区域：渡島総合振興局・檜山振興局管内
くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ふれん (福)釧路のぞみ協会)	〒085-0006 釧路市双葉町17番18号 TEL 0154-65-6500 FAX 0154-65-6470 担当区域：釧路総合振興局・根室振興局管内
十勝障害者就業・生活支援センター だいち (福)慧誠会)	〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3 ソネビル2階 TEL・FAX 0155-24-8989 担当区域：十勝総合振興局内
空知しょうがい者就業・生活支援センター ひびき (福)北海道光生会)	〒072-0811 美唄市東7条南2丁目1番1号 TEL 0126-66-1077 FAX 0126-35-1562 担当区域：空知総合振興局内
オホーツク障がい者就業・生活支援センター あおぞら (福)川東の里)	〒090-0040 北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル5階 TEL 0157-69-0088 FAX 0157-69-0087 担当区域：オホーツク総合振興局内
石狩障がい者就業・生活支援センターのいける (福)はるにれの里)	〒061-3282 石狩市花畔2条1丁目9-1 北ガスプラザ石狩2階 TEL 0133-76-6767 FAX 0133-76-6781 担当区域：石狩振興局内 (札幌市内を除く)
上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち (福)旭川旭親会)	〒078-8391 旭川市宮前1条3丁目3-7 (旧住居表示) 旭川市宮前通東4155番地30 旭川市障害者福祉センター おびった1階 TEL 0166-38-1001 FAX 0166-38-1002 担当区域：上川総合振興局(中南部)管内
道北障害者就業・生活支援センター いきぬき (福)道北センター福祉会)	〒096-0011 名寄市西1条南7丁目19番地2 TEL 01654-2-6168 FAX 01654-2-6168 担当区域：上川総合振興局(北部)留萌振興局・宗谷総合振興局管内
胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ (福)北海道社会福祉事業団)	〒052-0014 伊達市舟岡町334番地9 あい・ぷらざ1階 TEL 0142-82-3930 FAX 0142-82-3933 担当区域：胆振総合振興局・日高振興局管内

経済-22

地域若者サポートステーションのご案内

長期にわたって仕事に就かず、学校や職業訓練にも行っていない若者の職業的自立を支援するため、厚生労働省によって、個人相談をはじめ社会適応や就労に向けたトレーニング等を行う「地域若者サポートステーション」が、国により道内7カ所に設置されています。

「働く自信がない」「人付き合いが苦手」「何をやったら良いか分からない」などの悩みを抱え、就職に向けた活動に踏み出せない若者や御家族の方は、ぜひ御相談ください。

まず、電話やメールでお問い合わせください。

1 対象者

義務教育終了後、概ね40歳未満の方

2 各若者サポートステーション

名称	所在地	電話	HP	メールアドレス	相談時間
さっぽろ若者サポートステーション	住所	〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目6大通バスタービル2号館2階			
	電話等	011-223-4421 (TEL)	011-231-2884 (FAX)		
	HP	http://saposute.net/			
	Email	sapporo-saposute@syaa.jp			
	相談時間	月～土 10:00～18:00			
あさひかわ若者サポートステーション	住所	〒070-0032 旭川市2条通7丁目 マルカツデパート5F			
	電話等	0166-73-9228 (TEL)	0166-25-0357 (FAX)		
	HP	http://asahikawa-sapo.roukyou.gr.jp/			
	Email	asahikawa-saposute@roukyou.gr.jp			
	相談時間	火～金 10:00～17:00 土 13:00～17:00			
くしろ若者サポートステーション	住所	〒085-0015 釧路市北大通12丁目1-14 ビケンワークビル3F			
	電話等	0154-68-5102 (TEL)	0154-68-5103 (FAX)		
	HP	http://kushiro-saposute.jimdo.com/			
	Email	kushiro-saposute@roukyou.gr.jp			
	相談時間	火～土 10:00～18:00			
はこだて若者サポートステーション	住所	〒040-0054 函館市元町14-1			
	電話等	0138-22-0325 (TEL)	0138-22-0660 (FAX)		
	HP	http://www.hakodate-saposute.jp			
	Email	info@hakodate-saposute.jp			
	相談時間	月～金 10:00～17:00			
とまこまい若者サポートステーション	住所	〒053-0025 苫小牧市本町1-1-4 コーポハマナス1F			
	電話等	0144-82-7141 (TEL)	0144-82-7145 (FAX)		
	HP	http://tm-saposute.roukyou.gr.jp/			
	Email	tm-saposute@roukyou.gr.jp			
	相談時間	火～土曜 10:00～18:00			
オホーツク若者サポートステーション	住所	〒090-0037 北見市美芳町5丁目2-13 ライズビル1F			
	電話等	0157-57-3136 (TEL)	0157-57-3137 (FAX)		
	HP	http://sp.npo-wf.com			
	Email	saposute@npo-wf.com			
	相談時間	月～土 10:00～17:00			
おびひろ地域若者サポートステーション	住所	〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3ソネビル2F			
	電話等	0155-67-5202 (TEL)	0155-67-5202 (FAX)		
	HP	http://www.keisei-kai.jp/saposute/			
	Email	obi-saposute@keisei-kai.jp			
	相談時間	月～金 9:30～17:30			
岩見沢地域若者サポートステーション	住所	〒068-0024 岩見沢市4条西5丁目 理光ビル4階			
	電話等	0126-25-0601 (TEL)			
	HP	http://saposute.biz/			
	Email	iwamizawa-saposute@syaa.jp			
	相談時間	月～金 10:15～17:15			

本道は、積雪寒冷な気象条件により、冬期間の産業活動に制約を受けることから、建設業を中心に毎年、入職と離職を繰り返す季節労働者が73,498人（H26年度）を数え、全国120,135人の61.2%を占めています。

道では、国（北海道労働局）と連携して、市町村などと一体となって季節労働者の通年雇用化に取り組んでいます。

このうち、道内43地域に設置されている「通年雇用促進支援協議会」は、市町村、経済団体、労働団体などと道が構成員となって、地域の季節労働者や季節労働者を雇用している事業主を対象とした通年雇用化を促進する事業を実施しています。

本道の労働市場は、有効求人倍率が1倍を超え（H27年9月）、失業率は3.4%（同）まで低下するなど、近年、介護・福祉や建設関連分野などを中心として、人手不足が顕著となっており、季節労働者の通年雇用化の環境がこれまでになく整ってきています。

このため、道では、広く、通年雇用促進支援協議会が行っている事業を季節労働者や季節労働者を雇用している事業主の方々に紹介し、これまで以上の利用促進を図ることとしています。

1 主な事業

各協議会で実施している季節労働者の通年雇用化を促進する主な事業です。参加料は原則無料です。協議会により実施している事業内容が異なりますので、詳しくは、協議会にお問い合わせください。

＜季節労働者向け＞

- ・季節労働者向けセミナーの開催
- ・職業相談の実施
- ・労働安全衛生法に基づく技能講習の実施
- ・企業説明会・面接会の開催
- ・職場体験実習事業 など

＜事業主向け＞

- ・事業主向けセミナーの開催
- ・求人開拓
- ・事業所訪問等による啓発活動
- ・ビジネスマッチング事業 など

2 お問い合わせ先

○ 通年雇用促進支援協議会

協議会名称	電話番号	協議会名称	電話番号
岩見沢市通年雇用促進協議会	0126-23-4111	渡島西部通年雇用促進支援協議会	0139-42-2275
美唄市季節労働者通年雇用促進協議会	0126-63-0111	南渡島通年雇用促進支援協議会	0138-73-3111
滝川地域通年雇用促進協議会	0125-54-2121	渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会	0137-62-2111
砂川地域通年雇用促進協議会	0125-28-8030	南檜山地域通年雇用促進支援協議会	0139-52-6716
深川地域通年雇用促進支援協議会	0164-26-2264	上川中部季節労働者通年雇用促進協議会	0166-26-1111
南空知通年雇用促進協議会	0123-73-7516	富良野広域圏通年雇用促進協議会	0167-39-2312
さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会	011-211-2278	名寄地区通年雇用促進協議会	01654-3-2111
石狩市季節労働者通年雇用促進協議会	0133-72-3166	士別地域通年雇用促進協議会	0165-23-3121
北広島市季節労働者通年雇用促進支援協議会	011-372-3311	南留萌地域通年雇用促進協議会	0164-42-1840
江別市・当別町・新篠津村季節労働者通年雇用促進支援協議会	011-381-1023	オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会	0164-68-7007
千歳市季節労働者通年雇用促進協議会	0123-24-3131	稚内地方通年雇用促進協議会	0162-23-6467
恵庭市通年雇用促進協議会	0123-33-3131	北見地域季節労働者通年雇用促進協議会	0157-25-1248
小樽市季節労働者通年雇用促進協議会	0134-32-4111	遠軽地区通年雇用促進協議会	0158-42-4819
北後志通年雇用促進支援事業協議会	0135-21-2125	美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会	0152-77-6188
南しりべし季節労働者通年雇用促進協議会	0135-62-1011	斜網地域通年雇用促進協議会	0152-44-6111
羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会	0136-56-8009	西紋別地域通年雇用促進支援協議会	0158-24-2818
東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会	0144-32-6430	帯広・南十勝通年雇用促進協議会	0155-65-4168
室蘭・登別地域通年雇用促進協議会*	0143-22-1117	十勝北西部通年雇用促進協議会	0155-42-2111
西胆振地域通年雇用促進協議会	0142-23-3331	ふるさと東十勝通年雇用促進協議会	0156-25-2141
日高東部通年雇用促進協議会	0146-22-7009	釧路地域通年雇用促進支援協議会	0154-31-4611
日高中部通年雇用促進協議会	0146-43-2111	根室市通年雇用促進協議会	0153-23-6111
函館季節労働者通年雇用促進支援協議会	0138-21-3308	根室管内4町通年雇用促進協議会	0153-73-3111

*事業休止中

北海道経済部労働政策局雇用労政課 電話 011-204-5349

経済－24

市町村勤労者共済会について

市町村勤労者共済会は、中小企業事業主及び勤労者の方を対象に、市町村等の支援を受けながら、慶弔時の共済金の給付、各種検診などの健康関連事業、スポーツ・レクリエーション事業などの福利厚生事業を提供しています。

加入に関しては、各共済会へお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電話番号
(公財)札幌市中小企業共済センター	札幌市中央区北1条西2丁目	011-221-3984
江別市勤労者共済会	江別市緑町西1丁目103番地	011-381-1406
北広島市中小企業勤労者福祉共済会	北広島市中央4丁目2番地1	011-372-3311
小樽市勤労者共済会	小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
岩見沢市勤労者共済会	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号	0126-23-4111
美唄市勤労者共済会	美唄市西2条南2丁目1-1	0126-63-4196
芦別市勤労者共済会	芦別市北1条東1丁目3番地	0124-22-2111
赤平市勤労者共済会	赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-1841
三笠市勤労者福祉共済会	三笠市若草町405番地9	01267-2-2249
滝川市勤労者福祉共済	滝川市大町1丁目2番15号	0125-23-1234
砂川市勤労者共済会	砂川市西6条北3丁目1番1号	0125-54-2121
深川市勤労者共済会(※1)	深川市1条9番19号	0164-22-3146
(一財)旭川市勤労者共済センター	旭川市5条通10丁目	0166-23-9997
士別市中小企業勤労者福祉協会	士別市東5条9丁目1607番地14	0165-23-2482
名寄市勤労者共済会	名寄市西3条南5丁目1	01654-3-3155
富良野市勤労者共済会	富良野市本町7番10号	0167-22-2100
上川町福祉共済会	上川郡上川町南町180番地	01658-2-1211
美瑛町勤労者共済会	上川郡美瑛町本町4丁目6-1	0166-92-4321
留萌市勤労者共済会	留萌市港町3丁目71	0164-56-1700
留萌管内町村勤労者共済会(※2)	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8440
稚内市勤労者共済会	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6467
(一財)北見市勤労者福祉サービスセンター	北見市北9条東2丁目2番地	0157-22-7115
網走市勤労者共済会	網走市南6条東4丁目	0152-44-6111
紋別市勤労者共済会	紋別市幸町2丁目1番18号	0158-24-2111
(一財)室蘭市勤労者共済センター(※3)	室蘭市東町4丁目29番1号	0143-42-3670
(一財)苫小牧市勤労者共済センター	苫小牧市末広町1丁目15番7	0144-35-2172
(一財)とちか勤労者共済センター(※4)	帯広市西6条南6丁目3	0155-22-6186
(一財)釧路市勤労者共済センター	釧路市錦町2丁目4番地	0154-23-9468
根室市中小企業従事者福祉共済会	根室市松ヶ枝町2丁目7番地	0153-24-2062

摘要

- 1 深川市勤労者共済会(空知管内北空知7市町を対象)
深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町
- 2 留萌管内町村勤労者共済会(留萌市を除く留萌管内7町村及び幌延町を対象)
増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町
- 3 (一財)室蘭市勤労者共済センター
室蘭市、登別市、伊達市
- 4 (一財)とちか勤労者共済センター(十勝管内19市町村を対象)
帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町、本別町、足寄町、陸別町

【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話番号：011-204-5354

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/kyousai/kinro2.htm>

道では、道内の労働運動や労働行政の歴史をしるす、貴重な図書や資料の散逸を防ぐとともに、最新の労働情報の提供を行うための施設として、「北海道労働資料センター」を設置しています。

ご利用は無料です。どうぞ、お気軽にご利用ください。

1 所在地

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎1階

電話 011-204-5345

2 利用時間

平日（月～金） 9：00～17：00（ただし、12：00～13：00は閉館）

はじめて貸出しを利用される方は、身分証明書、運転免許証、健康保険証などのご提示が必要です。

3 利用方法

平成29年4月から利用の都度開館することになりました。

ご利用を希望される場合は、事前に011-204-5345までお電話ください。

4 所蔵資料

約30,000点

5 資料内容

- ・農民運動家（喜多 幸章氏）の遺族から寄贈された農民運動記録
- ・大正末期から昭和15年にかけて、全国で行われた労働実態調査資料、職安文庫
- ・官公庁、労働団体、経営者団体などが発行した労働運動史・統計・行政資料
- ・労働団体の大会等の議案書・機関紙

6 ホームページ

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/siry_center.htm

【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話番号：011-204-5354

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/siry_center.htm

経済－26 北海道ライフサポートセンターのご案内

北海道労働者福祉協議会が設置する北海道ライフサポートセンター(略称:HLS)は、「助け合い」「支え合う」社会的基盤を再構築し、すべての働く者の「拠り所」として様々な生活支援を行うことにより、働きがいと生きがいのある地域社会の創造を目指しています。

1人で悩まず、まずはお電話を！北海道ライフサポートセンター「暮らしなんでも相談室」を札幌に設置(無料相談ダイヤル 0120-783-000)、地方サテライトを道内 6 か所に設置しています。

是非、ご相談ください。

名 称	所在地・連絡先・担当区域・相談時間
北海道ライフサポートセンター	〒 060-0004 札幌市中央区北 4 条西 12 丁目ほくろビル 3F Tel 0120-783-000 FAX 011-242-6633 E-mail 0120-783-000@hlsc.jp 担当区域 全道全地域 相談日・時間 月～金 10:00～17:00
地方サテライト	所在地・連絡先・担当区域・相談時間
道南地域サテライト	〒 040-0032 函館市新川町 2-16 道南労働福祉会館内 Tel 0138-22-5723 FAX 0138-26-1101 担当区域 渡島総合振興局管内 相談日・時間 月～金 9:00～17:00
十勝地域ライフサポートセンター	〒 080-0803 帯広市東 3 条南 11 丁目 労働者会館内 Tel 0155-22-4348 FAX 0155-23-8911 担当区域 十勝総合振興局管内 相談日・時間 月・火・木・金 9:00～17:00
あさひかわライフサポートセンター	〒 070-0054 旭川市 4 条 6 丁目 道北労福センター内 Tel 0166-25-5055 FAX 0166-25-0797 担当区域 上川総合振興局内 相談日・時間 火・水・木 9:00～13:00
オホーツクサテライト	〒 090-0053 北見市桂町 4 丁目 216 北見市労協会館内 Tel 0120-783-000 FAX 0157-26-3652 担当区域 オホーツク総合振興局内 相談日・時間 火・木 10:00～16:00
日胆サテライト	〒 050-0084 室蘭市みゆき町 2 丁目 9-5 室蘭アカデミーセンター内 Tel 0120-783-000 FAX 0143-47-0506 担当地域 胆振総合振興局・日高振興局内 相談日・時間 月・水・金 10:00～16:00
釧根サテライト	〒 085-0004 釧路市新富町 2-24 釧路労働者福祉会館内 Tel 0120-783-000 FAX 0154-25-0018 担当地域 釧路総合振興局・根室振興局内 相談日・時間 月～金 10:00～16:00

経済－27 「石綿に関する健康管理手帳」の交付について

石綿製品の製造工程における作業や石綿の粉じんを発散する場所における業務などに従事したことがあり、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、住所地の厚生労働省都道府県労働局長に申請し審査を得た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

詳細については、雇用労政課のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/roudouanzenneiseitop.htm>

【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話番号：011-204-5354

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/roudouanzenneiseitop.htm>

石綿(アスベスト) 工場の元労働者やその遺族の方々が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された場合には、国は、訴訟の中で和解手続を進め、損害賠償金をお支払いします。

◆和解の要件について

- ①昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにはく露する作業に従事したこと。
- ②その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと。
- ③提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

◆和解により国がお支払いする賠償金の額は、疾患の種類や病状によって異なります。

◆詳細については、最寄りの法テラスや弁護士会などにご相談ください。

- ・法テラス(日本司法支援センター)

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

電 話 0570-078374 (平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00)

- ・日本弁護士連合会

ホームページ <https://www.nichibenren.or.jp/>

【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話番号：011-204-5354

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/roudouanzenneiseitop.htm>

道では、道内企業における若年無業者を含む若年者の雇用拡大や、職場環境の改善等の企業の取組を幅広く応援しています。

「北海道就業サポートセンター事業」では、人材確保や定着に取り組む道内企業を支援するため、14総合振興局・振興局に「北海道就業サポートセンター」を設置し、企業からの相談に対応し、雇用に関する情報提供のほか、専門的知見を要する相談については専門家へ橋渡しを行います。

なお、専門家は必要に応じて各地に出張相談も実施します。
お気軽にご利用ください。

1 所在地及び利用時間

【所在地】 14総合振興局・振興局の商工労働観光課内（下記一覧のとおり）
【利用時間】 開庁日の9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

2 支援対象

人材確保や職場定着のため、職場環境の改善等に取り組む道内企業

3 主な業務内容

各総合振興局・振興局は、労働関係機関の概要や各種支援制度の概要など一般的・基礎的な相談に対応し、専門的な知見を要するものについては、専門家に橋渡しを行います。

専門家は、電話やメールでの相談対応を行い、必要に応じて現地へ出張して直接企業へ改善策のアドバイスを行います。

【北海道就業サポートセンターの設置】

各振興局は、企業から北海道就業サポートセンターに寄せられた若年者の人材確保・職場定着等に関する相談を受け付ける相談窓口を設置し、若年者雇用に係る支援制度などの情報を提供します。

【雇用促進サポーターによる相談対応】

若年者の人材確保に関して専門的知見が必要な相談に対応します。
若年無業者の理解・受入促進に向けた相談対応と企業訪問を行います。

【働き方改革アドバイザーによる相談対応】

若年者の職場定着につながる企業の就業環境に関して専門的知見が必要な相談に対応します。

4 お問い合わせ先

北海道就業サポートセンター一覧

設置場所	郵便番号	住所	電話
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5179
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁	0136-23-1362
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9589
日高振興局商工労働観光課	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6641
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5619

北海道就業サポートセンター「雇用促進サポーター」事務局 電話 0120-203-666（通話料無料）
北海道経済部労働政策局雇用労政課 電話 011-204-5099

経済－30 「過労死等防止対策推進シンポジウム」のご案内

近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること、及び過労死等が本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることを鑑み、過労死等の防止のための対策を推進し、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現を目的とする過労死等防止対策推進法に基づき、11月の「過重労働解消キャンペーン期間」内となる平成29年11月24日（金）に厚生労働省北海道労働局との共催で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催いたします。

是非、多くの方々にご参加いただきますようご案内申し上げます。

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

- ◆ 開催日時
平成29年11月24日（金）13：30～16：00
- ◆ 場 所
札幌エルプラザホール（札幌市北区北8条西3丁目）500名収容可能
- ◆ 主 催
厚生労働省
- ◆ 共 催
北海道（予定）
- ◆ 後 援
札幌市、札幌弁護士会
- ◆ 協 力
過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

2 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の内容

- ◆ 主催者等のあいさつ
- ◆ 厚生労働省の説明
- ◆ 企業の好事例発表
- ◆ 過労死を題材とした落語高座
- ◆ 精神科医の講演
- ◆ 過労死遺族からの体験談
- ◆ 道「働き方改革支援センター」の取組紹介 など

3 参加申し込み方法

参加希望の方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。

また、FAXによる申込みも受け付けています。

【お問い合わせ先】

北海道労働局（労働基準部監督課）

札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎

TEL 011-709-2311

FAX 011-756-0056

電話対応時間 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

企業における従業員の健康管理は、労働安全衛生法において事業者には義務づけられている取組であり、過労や脳疾患、心疾患などへの対策は、長時間労働の是正や仕事と家庭の両立など働き方改革を推進する観点からも取り組むべき重要な課題であることから、企業、労働者双方に対する健康管理及び働き方改革の意識醸成を図るセミナーを開催します。

是非、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

1 「平成29年度労働セミナー」の開催

- ◆ 開催日時
平成29年11月27日（月）18：30～20：30
- ◆ 場 所
道庁赤れんが庁舎 2階1号会議室
- ◆ 主 催
北海道
- ◆ 後 援
連合北海道、北海道経済連合会
- ◆ 参集範囲
道内で働く労働者、企業経営者など 計60名

2 「平成29年度労働セミナー」の内容

<第1部>

- ・主催者挨拶 北海道経済部労働政策局長 堀 泰雄
- ・基調講演① 働き盛りの従業員を守ろう ～“ストップCVD（脳血管病）”
札幌医科大学 教授 三浦 哲嗣

<第2部>

- ・基調講演② 働き方改革（長時間労働是正・有給休暇取得促進など）について
働き方改革アドバイザー 特定社会保険労務士 多屋 美織
- ・好事例紹介 I 「健康管理」に関する取組の紹介
札幌テレビ放送株式会社
II 「働き方改革」に関する取組の紹介
株式会社恵和ビジネス

3 参加申し込み方法

参加希望の方は、下記まで事前にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル3階

TEL 0120-495-595

電話対応時間 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

計量記念日行事の開催について
～11月1日は計量記念日です～

「11月1日は計量記念日」です。

「計量」→「はかる」は、私たちの日常の暮らしや健康と安心を保つために重要なものでありますが、現代では正確に計量されていることが当たり前とされ、普段の生活の中では見過ごされていることも多い分野です。

北海道計量検定所では、計量記念日にちなんで次のとおりイベントを開催します。

この機会に、「はかる」ということが様々な分野で正しく行われ、日々それぞれの努力によって維持されていることを知っていただければ幸いです。

皆様のご来場をお待ちしております。

記

1 計量ふれあいひろば

- (1) と き 平成29年10月18日(水) 10:30～16:00(予定)
- (2) と ころ チ・カ・ホ 憩いの空間(札幌駅前通地下歩行空間)
- (3) 開催内容(予定)
 - ・計量器、パネルの展示
 - ・健康測定
 - ・計量クイズ

2 計量展

- (1) と き 平成29年10月24日(火) 10:30～17:00(予定)
平成29年10月25日(水) 10:30～15:00(予定)
- (2) と ころ 旭川市まちなか市民プラザ
フィール旭川 7階 展示スペース
- (3) 展示内容(予定)
 - ・計量器、パネルの展示
 - ・計量体験コーナー

【問い合わせ先】

北海道計量検定所 総務グループ 主査(企画指導)
電話011-572-1771